「美濃加茂市防犯活動推進条例（仮称）」意見募集結果

「美濃加茂市防犯活動推進条例」の策定に向け、案に対する意見募集を行いました。結果は以下のとおりです。これらのご意見を参考にさせていただいたうえで、最終案を検討・作成してまいりたいと思います。ご協力をいただきありがとうございました。

１．意見募集期間　平成２１年４月１５日（水）～平成２１年５月１４日（木）
２．意見の提出状況
　＊　意見提出者数　４名
　＊　延べ意見数　　８件（語句等表記の誤り　１件・内容について　７件）
３．提出された意見と市の考え方（この枠以降に記載）
４．問合せ先　総務部防災安全課　電話２５－２１１１（内線２７６）

◇　提出された意見と市の考え方

ご意見につきましては、提供者の特定につながる恐れがあると判断した部分を除き、全文掲載させていただきました。また、語句等表記の誤りについては修正をさせていただきます。

ご意見１

該当箇所	活動計画について
意見内容	犯罪防止に配慮したあんぜんで安心なまちづくりについて街路樹や道路上へはみ出した木樹。 小中学生の通学路になっている箇所に手入れのされない樹木があり、見通しや薄暗い感じがあり、不審者や犯罪が起こりやすい環境にある。 実際に不審者がでており、近隣ではできるだけ通らないようにしている方も多くみえます。 上記のような手入れのされない樹木の多くは所有者が高齢ということもあり野放し状態です。以前こちらから申し出た際に体力的に無理なことや費用の事を心配されており、どうしようもない状態にあります。 また樹木が大きくなりすぎ手が出せないこともあります。 地域で処理をしている所もありますが多くは日頃接することの多いご近所に自分の土地の手入れをしてもらうのは申し訳ないとの声も聞きます。 また地域の世代交代も所有者がわからない事も原因のひとつです。ＰＴＡや役所で放置状態の通学路や不審者が特定して現れる場所は把握されていることと思いますので対処いただきたいと思います。富山県などでは草刈十字軍というボランティアが一定の期間活動することもあるそうです。
ご意見に対する市の考え方	第７条で協議会が施策を計画的に推進するため、推進計画を策定する内容の一つとして、協議会の中で協議・検討をしたいと思います。

ご意見２

該当箇所	活動計画について
意見内容	何をどう意見したらいいのかわかりませんが､思ったことを書きます。見当違いなことだったらごめんなさい。 生活環境に関して､きっときれいな町は防犯につながると思います。よって、ポイステ禁止を強化することと（すでに条例になっていますが)、ラクガキさせない、ラクガキを発見したらすぐ消すこと。 礼儀から地域を守る＝目を合わせてあいさつ　不審者にも!! 登下校時の散歩の推奨。 協議会は地域で活動している人がいるかもしれない､そんな人同士を結びつける場所になるといい。
ご意見に対する市の考え方	第７条で協議会が施策を計画的に推進するため､推進計画を策定する内容の一つとして、協議会の中で協議・検討をしたいと思います。

ご意見３－１

該当箇所	条例の名称
意見内容	名称は「美濃加茂市安全安心まちづくり推進条例」がいいと思う。
ご意見に対する市の考え方	美濃加茂市は｢防犯活動｣に特定した条例とすることにしました。

ご意見３－２

該当箇所	第１条
意見内容	「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という理念のもとに・・・・とあるが、理念としては問題がある。 「気概」をもって位にしか使えないのではないか。 防犯も自己責任､地域の責任だけとするのか。市民も行政も自己責任を負うことは不可能。憲法や自治法上も問題があるのではないか。

ご意見に対する市の考え方	治安の確保は、誰かが守ってくれるとの意識ではなく、市民、事業者、市が役割を分担し協働して、防犯活動を積極的に推進する。 また、自己責任を追及するものでなく、個々の役割を確認し、相互に協力して、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図ることを目的としています。

ご意見３－３

該当箇所	第３条、第４条
意見内容	「積極的に協力するものとする」は、強制につながる。
ご意見に対する市の考え方	第３条、第４条については、個々の役割、責務を定めたもので、市民や事業者等は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に対し、協働する意識を持って、積極的に参加をしていただくことを定めています。

ご意見３－４

該当箇所	第５条
意見内容	「警察及び・・・・と密接な連携を図り・・・・」は、市民のプライバシー保護上の問題もある。防犯上を理由として、警察と密接な連携を明文化することは問題がある。暗い社会になるのではないか。全体的に全面的に見直すべきだと思う。 「大泉町安全安心まちづくり推進条例」を参考にしたものの方が良いと思う。
ご意見に対する市の考え方	第５条では、市が果たすべき役割、責務を定めたもので、市は市民、事業者等及び警察その他関係機関と日頃から連携を図って、諸施策の実施をすることを定めています。 「警察その他関係機関」としたのは、防犯に特定した条例で、防犯活動の主体が警察のため、「警察その他関係機関」とした。 個人のプライバシー保護や人権保護に配慮した活動を推進していきます。

ご意見３－５

該当箇所	第２条。
意見内容	「管理者する者をいう」とあるが「管理する者をいう」ではないか。

ご意見に対する市の考え方	ご指摘のとおり、「管理する者をいう」に訂正いたします。

ご意見４－１

該当箇所	条例の名称
意見内容	「美濃加茂市防犯活動推進条例（案)」とあるが、「美濃加茂市安全安心まちづくり推進条例」に変更した方が、市民にとって親しみやすい。
ご意見に対する市の考え方	（ご意見３－１と同じ）

ご意見４－２

該当箇所	第１条
意見内容	犯罪防止のため「自らの安全は自らが守る」とあるが、安全、安心まちづくりのため「自らの安全確保に努める」と変更した方が良い。 あまりにも市民にプレッシャーをかけすぎるのではないか。
ご意見に対する市の考え方	「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」としたのは、第３条、第４条、第５条で定める、市民、事業者等及び市が役割を分担し協働して、防犯活動を積極的に推進するため、自主自立の精神を基本として策定しています。

ご意見４－３

該当箇所	外国人との共生について
意見内容	市民については外国人も入っていると思いますが、やはり共生について明記した方が良いと思うが。 「市民等は、国籍を問わず相互に信頼し、連携し及び協力し、共生に努めるものとする。」
ご意見に対する市の考え方	第２条の定義において、「市民」とは、「市内に住所を有する者及び市内に滞在する者」と定め、国籍は問わず、市内企業に勤務する者、市内の学校に通学する者及び旅行等で訪問した者を対象としている。 また、「市民」の定義に、外国籍の人を区分けする表現はしないことにしています。